

## 岡山県消防団応援の店登録事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、地域・企業・行政が連携し、消防団活動への理解と協力の輪を広げ、地域防災力の充実強化を図るために実施する「岡山県消防団応援の店」（以下「応援の店」という。）登録事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

#### (1) 団員

消防組織法第19条に規定する消防団員のうち、県内の消防団に所属する者

#### (2) 家族

応援の店がサービス等の提供を認める団員の家族

#### (3) サービス等

応援の店が提供する施設の利用料金又は商品価格の割引、記念品等の進呈その他応援の店が実施する各種サービス（サービス等の内容はそれぞれの店舗が任意に定める。）

#### (4) 消防団応援の店表示証

応援の店に対して、消防団を支援する証として交付する表示証（以下「表示証」という。）をいう。

### (事業主体)

第3条 この事業は、岡山県（以下「県」という。）及び一般財団法人岡山県消防協会が相互に協力して実施するものとする。

### (サービス等の提供範囲)

第4条 サービス等の提供範囲は、団員とその家族とする。ただし、団員カード所有者以外への提供の範囲については、応援の店が任意に定めるものとする。

### (応援の店の役割)

第5条 応援の店は、団員とその家族に対し、任意に定めたサービス等の提供を行うものとする。

### (応援の店の登録)

第6条 応援の店への登録を希望する店舗、企業及び施設等（以下「店舗等」という。）は、岡山県消防団応援の店登録申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）を、知事に提出するものとする。

2 前項の申請書の提出は、店舗ごとに提出することを原則とするが、店舗が複数ある場合で知事が必要と認める場合は、この限りでない。

3 知事は、申込みの内容を精査し、適当と認める店舗等を応援の店に登録する。ただし、次の各号に掲げる事項に該当する店舗等については、登録を行わない。

- (1) 公序良俗に反する者
- (2) 県の信用又は品位を害すると認められる者
- (3) 特定の政治活動や宗教活動に関わっている者
- (4) 暴力団員等（岡山県暴力団排除条例（平成22年岡山県条例第57号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）に該当する者
- (5) 暴力団（岡山県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等の統制下にある者
- (6) 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (7) 地域住民の利益を害すると認められる者
- (8) その他、知事が公益上登録しないことが適当と認める者

（表示証の交付等）

第7条 知事は、前条により登録したときは、申請者に岡山県消防団応援の店登録決定通知書（第2号様式）及び表示証（第3号様式）を交付する。

（表示証の掲示等）

第8条 応援の店は、原則として店舗の見やすい場所に表示証を掲示するものとする。

2 応援の店は、自ら作成するパンフレット、チラシ、ポスター、看板、ホームページその他の広告等に表示証のデザインを掲載することができる。

（団員カード）

第9条 県は、団員に対し団員カードを提供する。

2 団員は、団員カードの提示又は応援の店が定める方法により団員であることを証明することにより、応援の店でサービス等の提供を受けることができるものとする。

3 団員は、団員カードを不正に利用し、または他人に貸与し、若しくは譲渡してはならない。

（応援の店の情報の公表）

第10条 県は、応援の店の名称及びサービス内容等について、県ホームページ等に掲載するものとする。

（登録の変更・中止）

第11条 応援の店は、店舗の名称、所在地、提供するサービス等を変更する場

合又は応援の店の登録を中止する場合は、所定の様式により（第4号・第5号様式）により、あらかじめ知事に届け出なければならない。

- 2 第6条第2項の規定により、複数の店舗をまとめて申し込んだ店舗等は、前項の届出の際に登録店舗の一覧（任意様式）を併せて県に提出するものとする。
- 3 知事は、第1項に規定する届出があり、受理した場合には、その旨を様式第6号により申請者に通知するものとする。

（登録の取消し）

第12条 知事は、応援の店が事業を廃止したとき、偽りその他不正な手段により表示証の交付を受けたとき又は第6条第3項第1号から第8号のいずれかに該当することが明らかとなったときは、登録を取り消すものとする。

（表示証の処分等）

第13条 第11条又は前条の規定により登録を中止又は取り消された店舗等は、速やかに表示証を処分するとともに、応援の店としての登録が継続しているとの誤解を与えないよう、速やかに必要な対応をとらなければならない。

（全国消防団応援の店への登録）

第14条 応援店が希望する場合には、公益財団法人日本消防協会（以下「日本消防協会」という。）が実施する「全国消防団応援の店」に登録できる。この場合、様式第1号により申請するものとする。

- 2 全国消防団応援の店に登録した応援店（以下「全国応援店」という。）には、日本消防協会が発行する表示証を交付するものとし、全国応援店は第8条に準じてこれを表示することができる。
- 3 岡山県内の消防団員以外の消防団員は、団員カードにかえて、各消防団で発行する消防団員証を提示することにより、全国応援店においてサービス等を受けることができるものとする。
- 4 全国応援店の名称、サービス内容等は、日本消防協会ホームページにて公表する。
- 5 全国登録店の登録の変更及び中止は、第11条に準じてこれを行う。

（雑則）

第15条 この要領に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和6年9月4日から施行する。